

弥富市広告付き窓口用番号案内システム設置及び
運用事業に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年12月

愛知県弥富市

1 業務の目的

弥富市保険年金課及び市民課窓口での来庁者の混雑緩和や順番待ちの整理、待ち時間の快適化等の市民サービス向上のため、既存の窓口番号案内システムを新しいシステムに置き換えるとともに、広告放映による地域経済の活性化、及び自主財源の確保を図るため、広告付き窓口用番号案内システム設置及び運用事業の導入について公募型プロポーザル方式により提案を要請し、弥富市に最適な案内システムの採用を目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 弥富市広告付き窓口用番号案内システム設置及び運用事業
- (2) 業務内容 別紙「弥富市広告付き窓口用番号案内システム設置及び運用事業仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日を開始日とし、窓口用番号案内システムを設置した日の翌日から5年間
- (4) 業務費用 無償とする

3 実施形式

公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加意思表示の前日までに「弥富市入札参加資格者名簿」（物品・役務）において、当該業務ごとに対応する営業種目について登録されている者であること。
- (3) 入札参加資格申請において、申請内容及び別添書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 参加意思表示の日から契約候補者特定までの間において、弥富市建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 参加意思表示の日から契約候補者特定までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 本プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 愛知県内に契約事業所又は契約営業所を有していること。
- (9) 仕様書に定める業務の遂行にあたり、適正な実施体制の下、当市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 日本国内において、地方自治体の同種業務の実績を有していること。

5 参加表明等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり参加資格申請の手続きをすること。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）
 - ② 業務実績表（第1号様式（別紙））
 - ③ 会社の事業概要が分かる会社案内などの資料
 - ④ 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明（直近1年、写し可）
 - ⑤ 法人市民税に滞納がないことの証明（直近1年、写し可）
- ※①～⑤の提出がない場合は、企画提案書等は受付しない。

(2) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期限

令和6年12月10日（火）午後5時必着

(5) 提出先

本要領「14 連絡先及び提出先」のとおり

(6) プロポーザルの辞退

参加資格申請の手続き後、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和6年12月17日（火）午後5時までに持参又は郵送（必着）により提出すること。なお、持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。

辞退届には辞退理由を必ず明記し、辞退届提出後は、辞退の撤回をすることができないものとする。

6 企画提案書

参加資格確認結果通知書（第2号様式）により、参加資格を認められた場合は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

ア 仕様書に基づき、別添「審査基準」を踏まえた上で、応募者としての支援方針やアピールポイントを明記すること。

イ 企画提案書は任意様式で、表紙や目次を含みA4版、12ページ以内を原則とする。また、図面等A4版の書式で記載しにくいものについては、A3版で記載することも可能とする。ただし、A3版はA4版2ページ分として換算する。（各ページ下部にページ番号を記載し、A3版を使用する場合は片袖折にして綴じこむこと。）

(2) 提出部数

上記①を1つに綴じ、**8部**（正本**1部**、副本**7部**）を提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（必着）により提出すること。

なお、持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、配達記録の残る方法で送付すること。併せて、提出書類の電子データ（ファイル形式：PDF）を収録したCDも提出してください。

(4) 提出期限

令和6年12月23日（月）午後5時必着

(5) 提出先

「14 連絡先及び提出先事務局」のとおり

(6) その他

企画提案書は、提案事業者が責任をもって必ず履行できる内容を記載すること。契約後、不正や虚偽が発覚した場合は、契約を解除するものとし、その賠償を請求することがある。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和6年12月10日（火）午後5時必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（第5号様式）に記入の上、「14 連絡先及び提出先事務局」宛て電子メールで送付すること。件名は「プロポーザル質問（法人名）」と入力すること。（来庁、電話等による受付は行わない。）

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年12月16日（月）午後5時までに市ホームページで行う。その際、質問者の氏名等は掲載しない。（併せて、回答時点で質問書の提出又は参加申込のあった全ての事業者に対して回答を電子メールで送信する。）

なお、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しない。

8 選考方法

(1) 第1次審査（書類審査）

応募者数が5者を超えた場合は、第1次審査（書類審査）を実施し、上位5者を選考する（第1次審査の順位は第2次審査には関係しない。）。

① 結果通知

令和7年1月6日（月）以降に応募者全員へ第1次審査結果通知書（第3号様式）により文書で通知する。選考結果について異議申立ては受け付けない。なお、第1次審査が実施されなかった場合は、その旨をメールで通知する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

企画提案書の提出順で第1次審査通過者に対し実施する。

① 実施日時

令和7年1月22日（水）

時間等は、令和7年1月6日（月）以降に、第1次審査の結果と併せて文書で通知する。

② 実施場所

弥富市役所 本庁舎3階 大会議室A・B
（弥富市前ヶ須町南本田 335 番地）

③ 実施時間

1者につき30分程度を予定しており、応募者から20分間の企画提案内容の説明を実施した後、10分程度の質疑応答を行う。

④ プレゼンテーションの方法

当日、新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。また、プロジェクター（HDMI対応）及びスクリーンは当市で用意するが、PC、ポインタ等については応募者で用意すること。

なお、会場への入室は3名以内とする。

⑤ 審査方法等

ア 審査は当市の職員で組織する選定委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価する。

イ 別添「審査基準」に基づき選定委員による採点で順位付けを行い、最優秀提案事業者を契約候補者として選定する。

ウ 応募者が1者の場合であっても、第2次審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が審査基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

エ プレゼンテーションの実施後、当市が必要と認めた時は、企画提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

9 審査基準及び審査結果

(1) 審査基準

別添「審査基準」に基づき審査を行う。

(2) 審査結果

令和7年1月27日(月)以降、第2次審査に参加した全ての応募者へ、審査結果通知書(第4号様式)により文書で通知する。

また、審査結果を市ホームページにて公表する。

10 提案資格の喪失

応募者が次の事項のいずれかに該当すると当市が判断した場合は、応募者は提案資格を喪失するものとし、すでに提出された企画提案書は無効とする。

- (1) 本要領「4 参加資格」に規定する参加資格を満たさないこととなったとき
- (2) 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出(到達)したとき
- (4) 談合その他の不正行為が行われたと認められたとき
- (5) その他本要領及び法令等を遵守しないとき

11 契約の締結

- (1) 業務受託候補者は当市と委託業務について契約に必要な事項を協議した後、当市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、業務受託候補者の選考において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。
 - ① 業務受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - ② 契約締結時までに業務受託候補者が本要領「10 提案資格の喪失」の要件に該当していることが判明したとき
 - ③ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - ④ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (3) 契約保証金等、契約に当たっては弥富市契約規則(平成元年弥富町規則第8号)に基づくこととする。

12 企画提案書等応募書類の取扱い等

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書は提案事業者1者につき、1提案とする。
- (3) 提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、当市が認めた場合はこの限りではない。
- (4) この募集に伴い、応募に要した応募者の費用負担に対して、当市は一切負担しない。

13 その他

- (1) 説明会等は実施しない。
- (2) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本要領に定めのない事項については、当市の指示によるものとする。

14 連絡先及び提出先事務局

弥富市 健康福祉部 保険年金課 国保グループ（担当：佐藤）

住 所 〒498-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地（弥富市役所本庁舎1階）

電 話 0567-65-1111 内線122 FAX 0567-67-4011

E-mail k o k u h o @ c i t y . y a t o m i . l g . j p

15 実施日程

項 目	日 程
実施要領の公表	令和6年12月3日（火）
プロポーザル参加意向申出書の提出期限	令和6年12月10日（火）午後5時必着
質問の受付期限	令和6年12月10日（火）午後5時必着
参加資格確認結果通知	令和6年12月11日（水）以降
質問の回答	令和6年12月16日（月）午後5時まで
辞退届提出期限	令和6年12月17日（火）午後5時まで
企画提案書等提出書類の提出期限	令和6年12月23日（月）午後5時必着
第1次審査（書類審査）の結果及び第2次審査（プレゼンテーション）の案内	令和7年1月6日（月）以降
第2次審査（プレゼンテーション）	令和7年1月22日（水）
審査結果通知	令和7年1月27日（月）以降
契約締結	令和7年1月下旬

第1号様式

プロポーザル参加意向申出書

令和 年 月 日

(宛先) 弥富市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

令和6年12月3日付けで公告された下記プロポーザルに必要な書類を添えて参加を申し込みます。

なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 件 名 弥富市広告付き窓口用番号案内システム設置及び運用事業に係る
公募型プロポーザル
- 2 添付書類
 - (1) 業務実績表（別紙）
 - (2) 会社の事業概要がわかる会社案内などの資料
 - (3) 会社に求める認証の写し

【連絡先】

担当者所属・氏名	
電話番号／FAX	
E-mail	

業 務 実 績 表

令和 年 月 日

No.	発注者	業務の概要（上段）
		履行期間（下段）
1		
2		
3		
4		
5		

上記実績は、「弥富市広告付き窓口用番号案内システム設置及び運用事業に係る公募型プロポーザル実施要領」に記載の審査基準を満たすもので、令和2年度以降の実績に限る。

参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日

様

弥富市長 安藤 正明

令和6年12月3日付けで公告された下記プロポーザルについて、参加資格確認結果を通知します。

記

- 1 件名 弥富市広告付き窓口用番号案内システム設置及び運用事業に係る公募型プロポーザル
- 2 履行場所 弥富市役所 本庁舎 1階 保険年金課及び市民課
- 3 提案資格の有無
 - (1) 有の場合・・・資格を有することを認めます。
 - (2) 無の場合・・・次の理由により、資格を有することを認めません。

理由：〇〇〇のため

担当 健康福祉部保険年金課国保G（佐藤）
電話 0567-65-1111
内線 122
FAX 0567-67-4011
E-mail kokuho@city.yatomi.lg.jp

第1次審査結果通知書

令和 年 月 日

様

弥富市長 安藤 正 明

貴社より提出があった下記プロポーザル提案書について、第1次審査結果を次のとおり通知します。

記

件 名 弥富市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務
に係る公募型プロポーザル

結 果 1 第1次審査 通過

2 第1次審査 不通過

なお、第2次審査につきましては、令和7年 月 日（ ）午前 時 分から弥富市役所本庁舎3階大会議室A・Bにて実施します。予定時刻の10分前には参集願います。

担 当 健康福祉部保険年金課国保G（佐藤）
電 話 0567-65-1111
内 線 122
F A X 0567-67-4011
E-mail kokuho@city.yatomi.lg.jp

審査結果通知書

令和 年 月 日

様

弥富市長 安藤 正 明

貴社より提出があった下記プロポーザル提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

記

件 名 弥富市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務
に係る公募型プロポーザル

- 結 果
- 1 最適であると特定しました。
理由：〇〇のため
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。
 - 2 次の理由により特定しませんでした。
理由：〇〇のため

担 当 健康福祉部保険年金課国保G（佐藤）
電 話 0567-65-1111
内 線 122
FAX 0567-67-4011
E-mail kokuho@city.yatomi.lg.jp

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 弥富市長

商号又は名称

所 属

担当者

E-mail

電話番号

弥富市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務に係る公募型
プロポーザルについて、次の事項を質問します。

質問事項